

令和7年度第3回広島市安全なまちづくり推進協議会 議事要旨

1 会議名

令和7年度第3回広島市安全なまちづくり推進協議会

2 開催日時

令和7年10月31日（金）14:00～15:00

3 開催場所

広島市役所本庁舎2階 講堂

4 出席者

(1) 協議会委員

池田ゆみ、稲村勝樹、岩崎翔太、金子和泰、狩谷あゆみ、香取善文、竹重幸司、堂本澄子、富田守、永岡敏子、西田英治、門田圭吾、山崎俊恵、山重憲三、和田高明（計15名出席）

(2) 事務局

市民局長、市民局次長、企画総務局情報政策課長、市民局市民活動推進課長、市民局市民安全推進課長、市民局消費生活センター所長、市民局人権啓発部男女共同参画課長、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長、こども未来局幼保企画課保育園運営指導担当課長、こども未来局こども青少年支援部青少年育成担当課長、こども未来局こども青少年支援部非行防止・自立支援担当課長、都市整備局緑化推進部緑政課長、道路交通局自転車都市づくり推進課長、道路交通局道路管理課長、道路交通局道路部道路課長、中区役所市民部地域起こし推進課長、東区役所市民部地域起こし推進課長、南区市民部地域起こし推進課長、西区役所市民部地域起こし推進課長、安佐南区役所市民部地域起こし推進課長、安佐北区役所市民部地域起こし推進課長、佐伯区役所市民部地域起こし推進課長、教育委員会学校教育部健康教育課学校安全対策担当課長（計23名出席：代理あり）

5 議題及び会議資料

別紙会議次第のとおり

6 公開・非公開の別

公開

7 マスコミ、傍聴人

なし

8 会議の要旨

(1) 議題(1) 委員紹介及び会長・副会長の選出について

会長は狩谷委員、副会長は稲村委員とすることで決定。

(2) 議題(2) 第5次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画（素案）について

市民安全推進課長が会議資料1、2及び3により説明。

ア 質疑応答

○ 岩崎委員

資料2から質問します。6ページに保護司数を記載した表があります。再犯防止において、保護司の果たす役割は重要だと思いますが、保護司の数が足りていないという話もよく聞きます。この表には記載されていませんが、保護司のうち、特に働く世代である20代から50代の全体に占める比率を教えてください。

○ 市民安全推進課長

保護司の人数について、保護司を管轄する広島保護観察所に確認したところ、10月30日時点において、広島県では1,167人、うち20代から50代は240人で、割合は20.6%。広島市では394人、うち20代から50代は94人で、割合は23.9%とのことでした。

○ 岩崎委員

予想していたよりも、意外と多いと感じました。ちなみに、20代から30代が全体に占める割合は分かりますか。

○ 市民安全推進課長

本日、その数値については用意しておりません。

○ 岩崎委員

分かりました、私も30代で働いていて興味もあるのですが、広島市のホームページで保護司の紹介のページを検索すると出てくるのですが、そのページを見るかというとなかなか難しいし、広報してもっと保護司になってくれる人が増えるといいかなと思っています。

特に、若者はSNSを見ますので、広島市のホームページに保護司を照会しているページがあるということを、SNS、インスタやツイッターなどでシェアするともっと広がるのではないかと考えています。

もう1点質問します。例えば、資料2の17ページや、23ページの「(1) 区における連携」について、様々な団体と連携しますという記載があり、自治会については言及されていますが、ひろしまLMOについての言及がないため、ひろしまLMOについても言及した方がいいのではないかとと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 市民安全推進課長

資料2の17ページ「防犯力の高い地域づくり」の前文で、主な地域団体の例として「町内会」や「自治会」を挙げていますが、これは地域における防犯活動を担う団体の一例を示したものであり、「ひろしまLMO」も同様に「防犯力の高い地域づくり」に関与していると考えています。

また、23ページの「(1) 区における連携」のイメージ図について、「ひろしまLMO」が町内会・自治会や防犯組合など多様な主体が連携する団体であることから、このイメージ図にどのように示すかについて、関係課と協議したいと思います。

なお、「ひろしまLMO」については、22ページの「重点的な取組」の「3 地域防犯力の向上」で言及しており、「ひろしまLMO」の設立・運営に関する支援等に取り組むことで、防犯活動も含めたコミュニティ活動を活性化して、地域防犯力を向上させる好循環を創りたいと考えています。

○ 岩崎委員

よく分かりました。質問は以上です。

○ 山崎委員

前回の会議を欠席しまして、その時にお話があったのであれば申し訳ないのですが、資料2について、意見があります。

現行の第4次基本計画からの変更点を分かりやすく記載してアピールしてはどうか

と思いました。私がざっと見た限りでは、どこが変更されたのかすぐに気づくことはできなかったのですが、例えば、「犯罪被害者等への支援体制づくり」の「(2) 経済的負担への支援」は、条例が施行された関係で新たに加わった項目ではないかと思います。そうしたところをぜひアピールしてはどうかと思います。

それから、前回の会議で、第4次基本計画の実施状況の評価等を審議されたということですので、こういった効果や成果があったのか記載してはどうかと思いました。

この資料2は、第4次基本計画をベースとして構成を引き継いでいるかと思います。その構成が変わってしまう可能性はありますが、第4次基本計画でよかった効果、成果や、現行の第4次基本計画からの変更点を分かりやすく基本計画に記載したらよいのではないかと思います。

次に、資料2の21ページから、第5章として重点的な取組が3点掲げられています。が、「2 詐欺対策の推進」について、第4章の基本方針及び基本施策のどこと関連しているのか分かりにくいと思いました。

というのは、第4章の基本方針及び基本施策の中に、特殊詐欺や SNS 型投資・ロマンス詐欺という言葉が記載されていないと思いましたので、これらの言葉を第4章にも記載すれば、基本方針及び基本施策の中でも、特に重点的に取り組む3項目のうち2項目として「詐欺対策の推進」が入ってくるということが分かりやすくなると思います。

最後に、資料2の21ページの重点的な取組の「1 こども・女性への犯罪防止」について、これを重点的な取組とすることに私も賛成ですが、1点確認いただきたいと思ったのが、1行目に、「こどもと女性に対する声かけ事案等の把握件数は減少傾向にあります。が、依然高い水準で推移している」と記載していることについてです。

平成27年からの件数を見ると、減少傾向が続いています。ただ、こどもに対する声かけについては、500件台から600件台後半と増減があるようですが、少なくとも女性については減少傾向であり、こどもと女性を合わせた件数は、平成27年以降減少傾向と言ってよいと思います。

そうすると、高い水準と言えるかどうかという点について、もう一度検討されてはどうかと思いました。

先ほどお話ししたとおり、「こども・女性への犯罪防止」を重点的な取組とすることに賛成ですが、それを重点的な取組とする際に、こどもと女性に対する声かけ事案等の把握件数が高い水準で推移していなくても、仮に高い水準でなかったとしても、市民が安心を感じるためには、「こども・女性への犯罪防止」に力を入れることは非常に意味があり大きなことだと思います。

それから、特に「こどもへの犯罪防止」を重点的な取組とすることで、同じく重点的な取組としている「3 地域防犯力の向上」にも関連し、市民が積極的に防犯活動などに関わるきっかけにもなると思いますので、「こども・女性への犯罪防止」を重点的な取組とすることに賛成です。

ただ、その理由が、本当に高い水準と言えるのかどうかという点をもう一度確認していただければよいのではないかと思います。

○ 市民安全推進課長

御意見ありがとうございました。

年間 1,200 件以上、声かけ事案等が発生しておりまして、1 日平均で 3～4 件ほど、広島市内でも発生しています。

ということで、ある程度高い水準であるのではないかと考えていますが、御意見を参考にさせていただき、今後、検討したいと思います。

○ 狩谷会長

山崎委員、それでよろしいでしょうか。

資料 2 の 21 ページの「詐欺対策の推進」について、第 4 章の基本方針及び基本施策にも反映させて、追記した方がよいという意味でしょうか。

○ 山崎委員

第 5 章の重点的な取組の 1 行目で、「基本方針、基本施策の中でも、… 3 項目について、重点的に取り組みます」と記載されています。

例えば、重点的な取組の「1 こども・女性への犯罪防止」については、第 4 章の基本方針及び基本施策の「1 防犯意識の高い人づくり」と関連していると思いますが、重点的な取組の「2 詐欺対策の推進」については、基本方針及び基本施策の中のどこで触れられてどこと関連しているのか分かりにくく、何か唐突に出てきたように感じました。

追記いただくとすると、第 4 章の基本方針、基本施策において、詐欺対策について触れることになるのではないかと思います。

○ 狩谷会長

分かりました。

○ 市民局次長

補足します。「詐欺対策の推進」が必要と感じる 1 番の理由は、犯罪情勢と市民意識の実態、この 2 点に我々は着目しました。

実際の取組は、詐欺被害防止対策を本市だけで推進することは困難ですので、広島県警察の御協力を仰ぎながらということになります。

そこで、重点的な取組に掲げる理由を説明するところで、「基本方針、基本施策の中でも」と限定するのではなく、例えば、「本市における犯罪情勢や市民意識の実態、それから基本方針、基本施策を踏まえながら」と記載してはどうかと考えたのですが、そのような形でも御理解いただけますか。

○ 山崎委員

「詐欺対策の推進」を重点的な取組とすることは私も賛成ですので、市民アンケートの結果などを踏まえてということなどが記載されていれば、非常に分かりやすくなると思います。

○ 市民局長

今回、第 4 章に掲げているのは、基本方針及び基本施策ということで、広島市が安全なまちづくりを推進するために、どういう対策をとっていくのか、何をしていくのかという切り口で、対策全般を記載している形となっています。

対策や取組については、基本的には様々な犯罪全般に対して対応するものですが、重点的な取組については、その中でも特に今のトレンドとして、この様な犯罪が問題になっている、こういう所が特に問題だというところを、例えば、人であれば「こども・女

性への犯罪防止」それから、犯罪は様々な種類の犯罪がありますが、その中でも特に「詐欺対策の推進」、これらについては、各基本方針や基本施策に掲げた様々な方策を使いながら、特にここに重点的に対応できるような、対策を打てるようなものを考えていきたいということで、重点的な取組として掲げているというつくりになっています。

詐欺対策という言葉が、恐らく第4章の基本方針及び基本施策の中にはっきり記載されていないというところで、ただ今の御指摘をいただいたと思いますが、詐欺対策については、基本施策の中で最初に掲げている、防犯意識を高めていくことなど、全般に関わってくる形となっていますので、重点的な取組の説明に係る文言を検討するとともに、第4章の基本方針及び基本施策に記載するか検討したいと思います。

(3) 議題(3) その他

犯罪情勢等について

○ 竹重委員

県内の犯罪情勢と流川・薬研堀地区における歓楽街対策について、資料に沿って説明します。

まず、県内の犯罪情勢を御覧ください。(1)の刑法犯認知件数の推移というグラフには、令和3年からの広島県内及び広島市内の刑法犯認知件数をお示ししています。どのぐらい犯罪が起きたかという話です。棒グラフの左側は広島県内全体、右側は広島市内の刑法犯認知件数をお示ししています。

この認知件数については、先ほど、市民安全推進課長からのお話にもありましたとおり、令和3年に戦後最少を記録しましたが、その後は増加傾向に転じており、本年も昨年と同水準で推移しています。また、県内のうち半数近くが広島市で発生しています。多い罪種、手口については、自転車盗、万引き、詐欺の順となっています。

対策として現在取り組んでいることは、自転車盗については、6割から7割が鍵をかけていない、無施錠の自転車が盗難に遭っている現状を踏まえて、鍵をかけましょうという広報活動を中心に実施しています。

万引きについては、店舗等と協力し、万引きをしにくい陳列としたり、防犯カメラを設置していることを来客される方に周知するような活動をお願いしています。

詐欺については、(2)に記載のとおりで、特殊詐欺とSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺の被害が甚大であり、本年9月末現在、県内の被害額が合計で43億円を超えています。

特に、昨年から、特殊詐欺の被害のうち、警察官を騙るオレオレ詐欺の被害が多く発生しており、これについては、SNSを使うということで、高齢者だけではなく、20代、30代の若い方も被害に遭っているという状況です。

犯人が電話を掛けて、「あなたが捜査対象になっている」と言って不安を煽ったり、偽の警察手帳や逮捕状を見せてきたりして脅迫するのですが、警察から広報しているとおり、警察がSNSを使って捜査の話をしたり、手帳を見せたりすることはありません。本日御出席の委員の皆様からも、御家族や御友人に、こういった手口が流行っていることと、警察はこのようなことをしないことを改めてお話いただければと思います。

また、現在取り組んでいる詐欺対策としては、大きく二点を呼び掛けていまして、一点目が電話対策、防犯機能付き電話機の設置についてです。設置費等の一部を補助している自治体もありますので、これらを活用し、積極的に設置していただくよう呼び掛け

ています。

二点目が、県警が運用している防犯アプリ「オトモポリス」の活用についてです。オトモポリスは、詐欺の手口を紹介するほか、eラーニングコーナーで必要な知識をクイズ形式で学ぶ、実際の犯人の音声を聞いていただくなど、様々な機能を有していますので、これらを活用して自主防犯意識の向上を図っていただくようお願いしています。

また、犯人の検挙についても当然実施していますが、海外から犯人が電話を掛けてくるということもあり、なかなか検挙が進んでいない状況です。

電話対策に戻りますが、国際電話からの詐欺電話が約8割となっており、固定電話では国際電話の利用を休止することなどを推奨しています。

また、金融機関等に対しては、ATM や窓口で多額のお金を引き出す方がいた場合、チェックシートに従い、詐欺ではないかと気付いていただくような取組も実施しています。

話は変わりまして、流川・薬研堀地区における歓楽街対策について御説明します。左側のグラフは、同地区を管轄する新天地交番と弥生交番の110番の受理件数を月別にお示ししています。いずれの月も、昨年に比べて本年の通報件数が増加しています。

右側のグラフは、時間帯別の受理件数をお示ししています。同地区は夜間に通報が多いことが見てとれます。

こうした状況から、県警では、暴力団や違法営業に対する検挙活動や違法駐車対策に加えて、週末夜間の体制を強化し、同地区の警ら（パトロール活動）を強化しています。

その結果、体制を強化する前の7月と、9月を比べますと、同地区における110番通報の受理件数が1割程度減少するなど、一定の効果が表れているものと考えています。

引き続き、同地区の皆様の御理解と御協力を得ながら、安全安心に過ごせる歓楽街形成のため、対策を推進していきたいと考えています。

最後に、現在、こどもなどの見守り活動の活性化として、県警が進めている取組を御紹介します。

チラシに記載している「ワンワンパトロール」というもので、報道で御覧になった方もおられるかもしれませんが、犬の散歩という日常の活動を通じて、「不審なことがないか」など、防犯の視点を持って見守っていただき、気になることがあれば、警察や関係機関へ御連絡をいただくということをお願いしています。

隊員は随時募集中ですので、興味のある方はお手元のチラシを御確認いただき、ぜひ御参加いただければと思います。以上で説明を終わります。

- (4) 意見交換
意見なし。
- (5) 閉会